

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要
(ハイヤー、タクシー)

項 目		新改善基準	
日 勤 勤 務	拘束時間	原則	1箇月299時間
		特例	車庫待ち等で、かつ、労使協定があれば322時間まで延長可
隔 日 勤 務	拘束時間	原則	1箇月262時間 (地域的事情その他の特別な事情がある場合において、労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは270時間まで延長可)
		特例	車庫待ち等で一定の条件を満たせば、前記拘束時間に20時間を加えた時間まで延長可
		特例が認められる条件	労使協定により、1箇月7回以内